

青森県除雪オペレーター育成支援事業について（Q & A）

【募集条件関係】

Q 交付対象者は全ての事業者か。

A 交付対象者は、過去 5 年以内において「青森県」の道路除排雪作業委託を受託していた者、または当該事業者との間に下請承認を得ていた者としております。国道、市町村道のための除排雪作業委託を受託していた事業者は対象外となります。

Q 大型自動車免許や大型自動車特殊免許を必要とする除雪機械とは何か。

A 大型自動車免許 : 除雪トラック、凍結防止剤散布車
大型自動車特殊免許 : グレーダー、ドーザ及びトラクタショベル(装輪式)、ロータリ(大型特殊自動車に属す小型除雪車を含む)。
※ダンプトラックは対象外です。

Q 当事業を申し込む前に、大型自動車特殊免許等を取得していた場合、補助金の交付対象となるのか。

A 従業員が、4 月以降に免許取得の申込みを行い、大型自動車特殊免許等を取得した場合は補助金の交付対象となります。

Q 1 社当たりの申請人数は何名までか。

A 1 社あたりの制限は設けておりません。

Q 外国籍の従業員でも対象となるのか。

A 新たに日本で免許取得を行う場合は対象となります。

Q 募集人数は何名を想定しているのか。

A 今年度は約 80 名を想定しています。

Q これまで大型自動車特殊免許や大型自動車特殊免許以外の免許で除雪作業を行っており、新たに大型自動車特殊免許等を取得する場合は、補助金の交付対象となるのか。

A 新たに大型特殊免許等の取得に必要な経費は補助金の交付対象となります。ただし、過去に車両系建設機械運転技能講習会を受講済みの場合は、再度受講しても補助金の対象となりません。

Q 過去に大型自動車特殊免許を取得しているため、車両系建設機械運転技能講習会の受講のみを申請した場合も補助金の交付対象となるのか。

A 車両系建設機械運転技能講習会の受講料は補助金の交付対象となります。ただし除雪講習会については初回の講習会が該当となります。(更新に伴う受講は対象外)

Q 季節雇用員について補助金の交付対象となるのか。

A 事業者が返還の規定を確認した上で、申請する場合対象とできます。交付申請時点で事業者の従業員ということが確認できない場合は契約後に確認できる書類を提出するようお願いします。

【留意事項】

Q 会社が他の補助金や助成金を併用して申請することができるか。

A 併用は認められません。

Q 従業員が3年以内に退社した場合、補助金は返還となるのか。

A 3年間従事しなかった場合は、補助金を返還していただきます。

補助対象となったオペレーターが交付対象者として規定している事業者へ移って
県管理道路の除雪業務を行った期間も業務従事必要期間に含むことができます。

Q 従業員が3年間除雪作業に従事しなかった場合、補助金は返還となるのか。

A 3年間従事しなかった場合は、補助金を返還していただきます。

Q 従業員が入院や親の介護等で当該年度に除雪作業に従事できない場合、補助金は返還となるのか。

A やむを得ない理由により従事できない場合は、返還の必要はありません。ただ、
やむを得ない事象が発生した際には、速やかに申請窓口にご相談下さい。

【やむを得ない理由の例】

- ・ 病気やけが等による入院
- ・ 介護休暇、産前産後休暇、育児休暇 など
- ・ オペレーターが所属する事業者が除雪業務を受注できなかった年度は対象外とする。

Q 本補助金の助成を受けて資格を取得した人が、他自治体や民間の除排雪業務にも従事可能か。

A 県管理道路の除排雪業務を担っていただいている受注者様からの声を受け、オペレーター不足による将来的な人員の確保や、オペレーターの業務環境の改善（交代要員、休暇の確保等）を目的に支援するものです。本補助金の助成を受け資格取得されたオペレーターの皆様につきましては、原則県管理道路の除排雪業務に従事していただき、他自治体や民間の除排雪業務を主業務とすることがないようお願いします。（期間は助成を受けた年度またはその翌年度から3年間）